

主な指導改善指示事項一覧(平成23年4月～平成25年1月)

区 分	指 示 事 項
人員・設備関係	1 従業者の資格確認のできない者が見受けられたので資格の写しを提出すること(共通)
	2 人員に関する基準が満たされていないものが見受けられるので、確認を行い必要な措置を講じること(共通)
	3 従業員等に対して雇用契約の締結など雇用関係が明確でないものが見られたので改めること(共通)
	4 行動援護従事者の実務経験証明書を整理・作成すること(行動援護)
	5 管理者、サービス管理責任者は、当該施設等の管理上支障がない場合を除き、専ら当該施設等の職務に従事する常勤の者とする(生活介護・就労移行支援・就労継続支援)
	6 サービス提供責任者の1人以上は常勤専従の者とする(居宅介護・重度訪問介護・行動援護。以下「居宅介護等」)
	7 管理者が不在の状況を解消すること(共通)
	8 法人役員である従業者についても勤務実態を把握できる書類を整備すること 雇用契約書のない者が見受けられたので、全従業者分整備すること(就労継続支援A型)
	9 サービス管理責任者が支障のない範囲で他の職務(生活支援員)に従事する場合であっても、常勤換算上、他の職務に係る勤務時間を参入できないものであることに留意すること(就労継続支援)
	10 事業所の従業員が、併設の宅老所業務を兼務しており、人員基準を満たしているか不明確なので、確認を行い必要な措置を講じること(居宅介護等)
	11 居宅介護支援事業所(介護)の管理者兼ケアマネがヘルパー業務に従事しているのを改めること(居宅介護等)
	12 生活介護と就労Bの利用者について、当初の申請と異なり、同一スペースで混合にてサービス提供しているので改めること(生活介護、就労継続支援B型)
運営規程、契約書、重要事項説明書	13 運営規程、契約書、重要事項説明書の整合性を図ること(共通)
	14 重要事項説明書・契約書の内容を適切に記載すること(共通)
	15 受給者証により受給資格を確認すること(居宅介護等・短期入所)
	16 入居、退去の際に、必要な事項を受給者証に記載すること(共同生活介護・共同生活援助)
	17 サービスを提供するときは、事業者及び事業所の名称、サービス内容、契約支給量、契約日等の受給者証記載事項を利用者の受給者証に記載すること(共通)
	18 重要事項の内容に変更が生じた際は、利用者に対して説明を行い同意を得ること。(共通)
	19 契約の締結、変更及び終了時に受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告すること(共通)
個別支援計画	20 障害者等の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療、福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。アセスメントシート・フェースシートを適切に作成すること(共通)
	21 サービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した居宅介護計画書等を作成し、必要に応じて計画の変更を行うこと。また、計画を作成又は変更した際には利用者等に内容を説明すること(居宅介護等)
	22 サービス管理責任者は、計画の作成にあたり、適切な方法によりアセスメント等を行い、個別支援計画の原案を作成すること。計画の作成は、会議を開催し従業者から意見を求めること(生活介護・就労移行支援・就労継続支援・共同生活介護・共同生活援助)
	23 サービス管理責任者は、計画を作成した際、利用者等に計画を交付し文書により同意を得ること。計画の作成後は計画の実施状況を把握し、少なくとも6月(又は3月)に1回以上計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更をすること。またモニタリングにあたり利用者又は家族等と連絡をとり利用者に対しては面接を行いモニタリングの記録を残すこと(生活介護・就労移行支援・就労継続支援・共同生活介護・共同生活援助)
	24 施設外就労について、個別の支援内容を適切に計画に位置づけること(就労継続支援)
	25 施設支援計画の作成にあたって利用者に対し当該施設支援計画について説明するとともに利用者から同意を得ること。施設支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに利用者について解決すべき課題を把握し必要に応じて計画の見直しを行うこと(旧法施設)
	26 フェースシートの内容が古い利用者が見受けられたので適切に作成すること(共通)

区 分		指 示 事 項
利用者負担	27	金銭の支払いを求める際にはその用途及び額、支払いを求める理由について書面で明らかにし利用者等の同意を得ること(共通)
	28	利用者に対して金銭の支払いを求める場合は、利用者に支払いを求めることが適当であるものに限ること(共通)
	29	未就学児童の利用者負担額について減免は認められないので改めること(児童デイ)
	30	家賃の設定は、利用者に負担させるのに妥当なものに限ること(共同生活介護・共同生活援助)
	31	利用者から費用の支払いを受けた場合は領収書を発行すること(共通)
	32	食事の提供に要する費用について、誤った徴収を行っていたので、利用者等に返還すること(就労継続支援B型)
	33	利用者負担額を受領すべき利用者から支払いを受けていない利用者が見受けられたので、適正な措置を講じること(就労移行支援)
	34	送迎について、利用者から送迎費を徴収しているが、送迎加算も算定しているため、どちらかを返還すること(生活介護、就労継続支援B型)
	35	利用者負担額等に係る管理を行った場合は、その内容について利用者から確認を受けること(共通)
サービス提供の記録	36	サービスを提供した際には、提供日、内容、その他必要な事項を提供の都度記録し、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けること(居宅介護等・児童デイ・生活介護・就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・短期入所)
運営(その他)	37	工賃規程を整備すること(就労継続支援)
	38	就労継続支援B型事業所は、年度ごとに工賃の目標水準及び前年度に利用者支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること(就労継続支援)
	39	従業者は身分を証明する書類を携帯すること(居宅介護等)
	40	利用者の健康診断の結果を適切に記録すること(入所支援)
	41	事業所ごとに従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにすること(共通)
	42	従業者の資質向上のため研修の機会を確保すること(共通)
	43	従業員の個人情報漏えい保持の措置を行うこと(共通)
	44	事業所の指定は、障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに必要なことを踏まえ、その運営形態について検討を行うこと(居宅介護等)
	45	他の指定障害福祉サービス事業者等に対し利用者等に関する情報を提供する際はあらかじめ文書により利用者等から同意を得ること(共通)
	46	事故が発生した場合は、県、市町村、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じその原因を解明し再発を防ぐための措置を講じること(共通)
	47	日常生活上必要な行政機関に対する手続き等について、障害者が行うことが困難である場合同意を得て代行すること。金銭にかかるものは書面をもって同意を得て、本人に確認を得ること(共同生活介護・共同生活援助・障害者支援施設)
	48	金銭管理、財産管理等にあたっては、金銭管理契約の締結、取扱い規程等の整備による適切な援助を行うこと(共同生活介護・施設入所支援・旧法施設)
	49	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること(旧法施設・施設入所支援・生活介護)
	50	市町村から介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、その額を通知すること(共通)
	51	サービスの質について、自主点検等による評価を行い、常にその改善を図るよう努めること(共通)
	52	非常災害に関する具体的な計画をたて、通報体制等を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。また、定期的に避難訓練等を行うこと(生活介護・共同生活介護・共同生活援助・児童デイ・就労継続支援・就労移行支援)
	53	管理者は従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと(共通)
54	事業所の見やすい場所に重要事項等の掲示を行うこと(共通)	
55	サービスの提供に関する諸記録を整備し5年間保存すること(居宅介護等・短期入所・旧法施設)	
56	運営規程が、現状と異なる事項があるので改めること(共通)	
57	事業所ごとに経理を区分するとともに介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること(共通)	

区 分		指 示 事 項
運営(その他)	58	従業員等に対して雇用契約の締結など雇用関係が明確でないものが見られたので改めること(就労継続支援A型)
	59	ハローワークの求人票にある勤務時間と実際の勤務時間の整合性を図ること(就労継続支援A型)
	60	緊急時の対応方法において、緊急連絡先が不明確な利用者がいたので、連絡先を示したシートを作成する等整備すること(居宅介護等)
	61	協力医療機関との契約内容が古いままであるので改めること(施設入所支援、生活介護、短期入所)
	62	広告(パンフレット)内容について、現状と異なる内容があるので改めること(共同生活介護、就労継続支援A型)
	63	苦情処理、事故発生時の記録に関する様式を整備すること(共通)
	64	地元住民に対し、実施する事業の内容等を十分に丁寧な説明を行い、事業の実施に向けて住民の理解を得ること(共同生活介護)
	65	指定申請時における生産活動の収益と現状の生産活動による収益では剥離が大きく、この状況で利用者の最低賃金を賄える見込みはないため、今後の生産活動について、改善方法を報告すること(就労継続支援A型)
報酬関係	66	介護給付費等の過請求が見受けられるので、必要な措置を講じること(共通)
	67	通院時のサービス提供時間の算定を適切にすること(居宅介護等)
	68	サービス管理責任者が欠如しているため、減算を行うこと(児童デイ・共同生活介護・共同生活援助)
	69	移動支援と請求が重複しているものがあるので自主点検・措置をとること(居宅介護等)
	70	施設外支援を行う場合は、対象者(利用者)又は実習受け入れ先事業者から当該サービスの状況を聞き取るにより日報等の作成を行うこと(就労継続支援)
	71	家庭連携加算を行う場合は、児童デイサービス計画に基づきサービスを提供するとともに、利用者の家族の同意を得ること(児童デイ)
	72	2人体制の居宅介護従業者によるサービス提供について、受給者証にその旨の記載がないので、必要な措置を取ること(居宅介護等)
	73	特定事業所加算の算定については、定められた基準に適合する体制であることを確認すること(居宅介護等)
	74	長期入院等支援加算・入院時支援特別加算について、算定できない事例が見受けられるので、自主点検を行い必要な措置を講じること(入所支援)
	75	夜間支援体制加算において算定できない事例が算定されているので、自主点検を行い必要な措置を講じること(共同生活介護)
	76	福祉専門職加算を算定するにあたって、県知事に届け出た生活支援員として常勤で配置されている従業員の体制と現状が異なるため、自主点検の上適正に措置すること(児童デイ・生活介護)
	77	帰宅時支援加算については、計画を策定し予め当該利用者の同意を得て相談援助を行うことが算定要件になることに留意すること(共同生活介護・共同生活援助)
	78	欠席時対応加算の算定にあたっては、あらかじめ利用を予定していた利用者が、急病等によりサービスの利用を中止した場合において、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等の記録を行う必要があることに留意すること(生活介護・就労移行支援・就労継続支援・旧法施設・児童デイ)
	79	訪問支援特別加算の算定にあたっては、計画を策定し、予め利用者等の同意を得て居宅訪問による相談援助を行ったことが要件となることに留意すること(旧法施設・児童デイ)
	80	退所時特別支援加算の算定にあたっては支援の記録を残すこと(旧法施設)
	81	個別支援計画作成前にサービスを提供している事例が見受けられたので、計画未作成減算を行うこと(生活介護・就労継続支援・共同生活介護・共同生活援助)
	82	食事提供加算について算定できない部分について点検して措置すること(生活介護)
	83	初回加算について、サービス提供責任者が同行等したことがわかる記録を残すこと(居宅介護等)
	84	緊急時対応加算の算定にあたっては、必要な記録を残すとともに、変更した計画に利用者の確認を受けること(居宅介護等)
	85	夜間支援体制加算の算定にあたっては夜間支援の内容について個々の利用者ごとに計画に位置づけることが必要であることに留意すること(共同生活介護)
86	夜間支援体制加算の対象となる支援従事者が事業所の従業員でなく、同法人の職員で対応されていた日が見受けられたので改めること(共同生活介護)	

区 分		指 示 事 項
報酬関係	87	施設外就労加算について、算定できない事例(月の限度日数超過)が見受けられたので、必要な措置をとること(就労継続支援)
	88	施設外就労加算については、支援計画に位置づけ月2回の達成度の評価等を行う必要があることに留意すること(就労継続支援)
	89	栄養マネジメント加算の記録・モニタリングの実施記録が不十分であるため、適切な記録を行うこと(入所支援)
	90	リハビリテーション加算の算定にあたっては概ね3ヶ月ごとに進捗を評価する必要があることに留意すること。実施計画は利用者に同意を得ること(生活介護)
	91	人員配置体制加算の報酬請求区分に誤りが認められるので適切な措置を講ずること(生活介護)
	92	医療連携加算が算定できないケースを算定していたため返還すること(就労継続支援)
	93	指導員配置加算について、常勤配置1人以上が確認できなかったため、点検して適切な措置をとること(児童デイ)
	94	実務経験の足りない者が行動援護を行っていたので、返還等措置を行うこと(行動援護)
	95	複数指定の共同生活介護事業所において、各利用者の生活の場(食堂等)が交わっており、大規模住宅減算に該当すると見受けられるので、該当期間について確認を行い必要な措置を講じること(共同生活介護)
	96	日中活動サービスを併せて利用した場合の請求が誤っているので、自主点検の上、必要な措置を講じること(短期入所)
97	喀痰吸引等を行う場合には事業所及び実施者の申請を行い、登録すること(居宅介護等)	
変更届	98	変更事項があったときは、10日以内に県知事に対し変更届を提出すること(共通)

【参 考】

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する通知(厚生労働省HP)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaisei/tuuchi.html

○実績記録票様式(WAMNET)

<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb15GS60.nsf/vAdmPBigcategory50/CE1F79B62E928CC94925757600065C87?OpenDocument>

○平成23年度 行政処分の内容

処分内容	件数	事業種別	内 容	返還額
改善勧告	2件	居宅・重度・行動	サービス提供していない時間について、サービス提供していると偽り報酬請求していたもの	7,172,086円
		居宅・重度	サービス提供に該当しない部分について、サービス提供していると偽り報酬請求していたもの	1,091,450円
指定取消	2件	就労継続支援A	サービス管理責任者、直接処遇職員が人員が欠如しているにもかかわらず、人員基準を満たしていると偽り報酬請求したもの	56,035,064円
		就労継続支援A	サービス管理責任者、直接処遇職員が人員が欠如しているにもかかわらず、人員基準を満たしていると偽り報酬請求したもの	7,242,234円

○平成24年度 行政処分の内容(平成25年1月末まで)

処分内容	件数	事業種別	内 容	返還額
改善勧告	1件	生活介護	施設内事故における検証が不十分であり、家族等への連絡が不適切であったもの	無し
指定取消	1件	共同生活介護	指定申請時に全く勤務実績のない他の事業所の実務経験証明書を偽造して提出し指定を受けたもの	13,299,223円